

# 契約法各論講義

明治学院大学法科大学院教授  
加賀山 茂



## 寄託の意義

- **第657条(寄託)**
  - 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約して
  - ある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- **典型例**
  - 駅または空港の手荷物預かり所に、荷物を預ける。
  - 美術館または劇場にあるクロークに、荷物を預ける。
- **具体例**
  - Aは、ためき大の犬(キク)を飼っているが、家族を伴って海外赴任することになった。そこで、愛犬家のBに頼んで、帰国するまで、キクの世話をお願いすることにした。
  - Bは、Aが帰宅するまで、自宅で飼育することを引き受けて、キクを受け取った。
- 寄託に該当しない典型例
  - コインロッカーに荷物を預ける場合
    - 賃貸借契約(駐車場)に自動車を預ける場合も同じ
  - 子どもを託児所に預ける場合
    - 委任契約(動物を訓練するために預ける場合も同じ)
- **冒頭条文の欠陥**
  - 賃貸借の冒頭条文と同様、寄託の冒頭条文には、「返還合意」が欠けている。
- **民法657条(改正・暫定版)**
  - 寄託は、当事者の一方(寄託者)が相手方(受寄者)のために、ある物(寄託物)を保管し、**その後返還すること**を約して
  - その物を受け取ることによって、その効力を生じずる。

## 寄託の性質

- **第657条(寄託)**
  - 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管をすることを約して
  - ある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- **要物契約**
  - 消費貸借契約の場合と同様、要物契約とする意味は薄弱である。
  - 債権法改正(案)
    - [3.2.11.011]寄託の定義
    - ◆寄託は、当事者の一方(受寄者)が
    - ◆相手方(寄託者)から物を受け取り、その物を相手方のために**保管し、返還する義務を負う契約**である。
- **無償の場合(片務契約)**
  - 義務を負わないのはどちらか?
    - 寄託者(引渡を完了しているから)
  - 相手方は何の義務を負うか?
    - 保管と返還の義務
- **有償の場合(双務契約)**
  - 寄託者の義務は?
    - 報酬支払義務
  - 受寄者の義務は?
    - 保管(民法400条)及び返還義務(662条)
- **無償と有償との相違点**
  - 無償寄託の注意義務
    - 自己の物と同一の注意義務
  - 有償寄託の注意義務
    - 善管注意義務

## 寄託契約の位置づけ

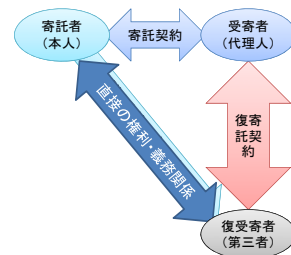
- **貸借型契約との類似点**
  - 無償寄託は、使用貸借に類似しており、有償寄託は、賃貸借に類似している。
  - それにもかかわらず、寄託と使用貸借・賃貸借とは区別されている。
    - 例えば、荷物を預けるという例をとっても、手荷物預かり所に荷物を預けるのは寄託であるが、コインロッカーに荷物を預けるのは、賃貸借である。
  - このような区別が生じているのはなぜか?
    - これらの区別は、物の利用(使用貸借、賃貸借)か、それとも、**労務の利用(寄託)**かという基準に基づいている。
- **役務提供契約内での位置づけ**
  - 役務の提供契約の中で、寄託は、保管事務の委託なのであるから、広い意味での委任(準委任)契約に包摂されるはずである。
  - それにもかかわらず、寄託契約が、委任とは異なる契約として位置づけられている理由は何であろうか?
    - その理由は、寄託契約には、**貸借型契約必須のアイテムである「返還合意」**が含まれているからである。
    - 寄託は、役務提供契約の中で、**貸借型の契約として独自の存在意義を有している。**
    - 特に、**消費寄託は、寄託契約よりも、消費貸借契約としての性格を強く有している。**

## 受寄者の義務(1/6) 物の保管義務

- **第657条(寄託)**
  - 寄託は、当事者の一方が相手方のために保管し、**その後返還すること**を約して
  - ある物を受け取ることによって、その効力を生ずる。
- **物の保管**
  - 受寄者の支配(所持)内において物を盗難や紛失から守り(保持し)、その物の滅失・損傷を防止して原状維持のために必要とされる措置を講じること。
- 寄託物が第三者に譲渡された場合の寄託者の地位の移転
  - 寄託物の譲受人は、引渡がなくても、受寄者に対抗できる(判例)。
- 大判昭13・7・9民集17巻1409頁(最三判昭29・8・31民集8巻8号1567頁)
  - 単に物の寄託を受け之を寄託者の為に保管する者は、
  - 返還時期の定ると否とを問はず請求次第何時にても之が返還を為すべき義務を負担し[民法662条]。
  - 寄託物に付所有権を取得した者に対し之が引渡の欠缺を主張する正当の利益を有するものに非ざれば、
  - 民法第178条に所謂第三者に該当せざるものとす。

## 受寄者の義務(2/6) 本人保管義務とその例外(復寄託)

- **第658条(寄託物の使用及び第三者による保管)**
  - ①受寄者は、寄託者の承諾を得なければ、寄託物を使用し、又は第三者にこれを保管させることができない。
  - ②第105条[復代理人を選任した代理人の責任]及び第107条第2項[復代理人の権利・義務]の規定は、受寄者が第三者に寄託物を保管させることができる場合について準用する。



### 受寄者の義務 (3/6) 受寄者の注意義務

**■ 第659条(無償受寄者の注意義務)**

- 無報酬で寄託を受けた者は、自己の財産に対するのと同様の注意をもって、寄託物を保管する義務を負う。

**■ 商法 第593条【寄託を受けた商人の責任】**

- 商人が其営業の範囲内に於て寄託を受けたときは、報酬を受けざるときと雖も、善良なる管理者の注意を為すことを要す。

2014/12/23
Lecture on Contract
7

### 受寄者の義務 (4/6) 受寄者の通知義務

**■ 第660条(受寄者の通知義務)**

- 寄託物について権利を主張する第三者が受寄者に対して訴えを提起し、又は差押え、仮差押え若しくは仮処分をしたときは、
- 受寄者は、遅滞なくその事実を受寄者に通知しなければならない。

**■ 第615条(賃借人の通知義務)**

- 賃借物が修繕を要し、又は賃借物について権利を主張する者があるときは、賃借人は、遅滞なくその旨を賃貸人に通知しなければならない。
- ただし、賃貸人が既にこれを知っているときは、この限りでない

2014/12/23
Lecture on Contract
8

### 受寄者の義務 (5/6) 受寄者による受取物の引渡し等

**■ 第665条(委任の規定の準用)**

- 第646条から第650条まで(同条第3項を除く。)の規定は、寄託について準用する。

**■ 第646条(受任者による受取物の引渡し等)**

- ①受任者は、委任事務を処理するに当たって受け取った金銭その他の物を委任者に引き渡さなければならない。その取戻した果実についても、同様とする。
- ②受任者は、委任者のために自己の名で取得した権利を委任者に移転しなければならない。

**■ 民法646条2項の権利移転**

2014/12/23
Lecture on Contract
9

### 受寄者の義務 (6/6) 受寄者の金銭の消費についての責任

**■ 第665条(委任の規定の準用)**

- 第646条から第650条まで(同条第3項を除く。)の規定は、寄託について準用する。

**■ 第647条(受任者の金銭の消費についての責任)**

- 受任者は、委任者に引き渡すべき金銭又はその利益のために用いるべき金額を自己のために消費したときは、
- その消費した日以後の利息を支払わなければならない。
- この場合において、なお損害があるときは、その賠償の責任を負う。

**■ 第419条(金銭債務の特則)**

- ①金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えときは、約定利率による。
- ②前項の損害賠償については、債権者は、損害の証明をすることを要しない。
- ③第1項の損害賠償については、債務者は、不可抗力をもって抗弁とすることができない。

**■ 第190条(悪意の占有者による果実の返還等)**

- ①悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によって損傷し、又は取取を怠った果実の代価を償還する義務を負う。

2014/12/23
Lecture on Contract
10

### 寄託者の義務 (1/2) 委任の規定の準用による寄託者の義務

**■ 第665条(委任の規定の準用)**

- 第646条から第650条まで(同条第3項を除く。)の規定は、寄託について準用する。

**■ 寄託者の義務(民法665条)**

- 報酬支払義務
  - 民法648条(受任者[受寄者]の報酬)
- 保管費用前払義務
  - 民法649条(委任者[受寄者]による費用の前払請求)
- 立替費用償還義務
  - 民法650条1項(受任者[寄託者]による費用の償還請求)
- 代弁済義務・担保供与義務
  - 民法650条2項(受任者[受寄者]による代弁済請求・担保供与請求)

2014/12/23
Lecture on Contract
11

### 寄託者の義務 (2/2) 寄託者の損害賠償義務

**■ 第661条(寄託者による損害賠償)**

- 寄託者は、寄託物の性質又は瑕疵によって生じた損害を受寄者に賠償しなければならない。
- ただし、寄託者が過失なくその性質若しくは瑕疵を知らなかったとき、又は受寄者がこれを知っていたときは、この限りでない。

**■ 具体例**

- AからBが預かった犬(キク)が凶暴な犬で、Bが手を噛まれて大けがをした場合。

**■ 第650条(委任者の損害賠償責任)**

- ③受任者は、委任事務を処理するため自己に過失なく損害を受けたときは、委任者に対し、その賠償を請求することができる。

2014/12/23
Lecture on Contract
12

### 寄託契約の終了 任意解約権のまとめ

寄託者	受寄者
期間の定めあり	
いつでも返還を請求できる (民法662条)	やむを得ない事由がなければ、期限前に返還できない(民法663条2項)。
期間の定めなし	
いつでも返還を請求できる (民法662条)	いつでも返還できる (民法663条1項)

2014/12/23 Lecture on Contract 13

### 寄託物の返還の場所

<p>■ <b>第664条</b> (寄託物の返還の場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 寄託物の返還は、その保管をすべき場所で行なければならない。</li> <li>■ ただし、受寄者が正当な事由によってその物を保管する場所を変更したときは、その現在の場所で返還をすることができる。</li> </ul>	<p>■ <b>第484条</b> (弁済の場所)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 弁済をすべき場所について別段の意思表示がないときは、</li> <li>■ 特定物の引渡しは債権発生の際にその物が存在した場所[要物契約の場合は、債務者の住所地]において、</li> <li>■ その他の弁済は債権者の現在の住所において、それぞれしなければならない。</li> </ul>
---	---

2014/12/23 Lecture on Contract 14

### 委任の規定の準用

<p>■ <b>第665条</b> (委任の規定の準用)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 第646条から第650条まで(同条第3項を除く。)の規定は、寄託について準用する。</li> </ul> <p>■ <b>受寄者の義務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 民法646条(受任者[受寄者]による受取物の引渡し等)</li> <li>■ 民法647条(受任者[受寄者]の金銭の消費についての責任)</li> </ul>	<p>■ <b>寄託者の義務</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>報酬支払義務</b> ■ 民法648条(受任者[受寄者]の報酬)</li> <li>■ <b>保管費用前払義務</b> ■ 民法649条(委任者[受寄者]による費用の前払請求)</li> <li>■ <b>立替費用償還義務</b> ■ 民法650条1項(受任者[寄託者]による費用の償還請求)</li> <li>■ <b>代弁済義務・担保供与義務</b> ■ 民法650条2項(受任者[受寄者]による代弁済請求・担保供与請求)</li> </ul>
--	---

2014/12/23 Lecture on Contract 15

### 消費寄託契約の意義(1/3) 寄託と消費寄託との比較

<p>■ <b>第666条</b> (消費寄託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を<b>消費することができる</b>場合について準用する。[旧・第666条本文]</li> <li>■ ②前項において準用する第591条第1項[返還の時期・貸主による返還の催告]の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。[旧・第666条ただし書]</li> </ul>	<p>■ <b>寄託と消費寄託との違い</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ <b>寄託</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 特定物を預けて、その後、その物自体を返還する契約。</li> <li>■ 特定物を預けて、その後、その物自体を返還するという使用貸借・賃貸借契約と似ている。</li> </ul> </li> <li>■ <b>消費寄託</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 代替物を預けて、その後、これと種類、品質および数量の同じものを返還する契約。</li> <li>■ この点で、代替物を借りて、その後、これと同じ種類、品質および数量の同じものを返還するという消費貸借契約と似ている。</li> </ul> </li> </ul>
---	---

2014/12/23 Lecture on Contract 16

### 消費寄託契約の意義(2/3) 混蔵寄託と消費寄託との比較

<p>■ <b>第666条</b> (消費寄託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を<b>消費することができる</b>場合について準用する。[旧・第666条本文]</li> <li>■ ②前項において準用する第591条第1項[返還の時期・貸主による返還の催告]の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。[旧・第666条ただし書]</li> </ul>	<p>■ <b>混蔵寄託</b> ((我妻・債権各論[中巻二](1962)716-718頁))</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 複数の寄託者から保管を依頼された油類、穀物、清酒、証券など、同種・同等の代替物を混合して保管する寄託(→スイス債務法484条)。</li> <li>■ 混和した寄託物は、寄託者との個別の所有関係を離れ、寄託者全員によるいわゆる共有物となる。</li> <li>■ 受寄者は、寄託者からの返還請求があれば、預かったのと同量の物を、他の寄託者の同意なしに返還できる。</li> <li>■ 寄託者が特定の寄託物の所有権を維持していない点で消費寄託に似るが、受寄者に消費する権限がない点ではむしろ通常の寄託に近い。</li> </ul>
---	--

2014/12/23 Lecture on Contract 17

### 消費寄託契約の意義(3/3) 消費寄託と消費貸借との比較(1/4)

<p>■ <b>第666条</b> (消費寄託)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。[旧・第666条本文]</li> <li>■ ②前項において準用する第591条第1項[返還の時期・貸主による返還の催告]の規定にかかわらず、前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。[旧・第666条ただし書]</li> </ul>	<p>■ <b>消費貸借の定義を使って、消費寄託の冒頭条文を作成する(1/3)。</b></p> <p>■ <b>第587条</b> (消費貸借)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 消費貸借は、当事者の一方[借主]が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して</li> <li>■ 相手方[貸主]から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。</li> </ul> <p>■ <b>第666条1項の改正(暫定版)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ ①消費寄託は、当事者の一方(受寄者)が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して、</li> <li>■ 相手方(寄託者)から金銭その他の物を受け取ることによって、その効力を生ずる。</li> </ul>
--	---

2014/12/23 Lecture on Contract 18

### 消費寄託契約の意義(3/3) 消費寄託と消費貸借との比較(2/4)

**■ 第666条(消費寄託)**

- ①第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。〔旧・第666条本文〕
- ②前項において準用する第591条第1項〔返還の時期・貸主による返還の催告〕の規定にかかわらず前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。〔旧・第666条ただし書〕

**■ 消費寄託の冒頭条文を作成する(2/3)。**

**■ 第591条(返還の時期)**

- ①当事者が返還の時期を定めなかったときは、貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をすることができる。
- ②借主は、いつでも返還をすることができる。

**■ 第666条2項の改正(暫定版)**

- ②当事者が寄託物の返還の時期を定めるときは、受寄者は、期限の利益を放棄し、全利息を支払って、返還をすることができる(民法136条)。これに対して、寄託者は、期限到来まで返還を請求できない(民法135条)(約款は肯定)。
- ③当事者が返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでも返還を請求することができる(民法591条2項の準用)。寄託者もまた、いつでも返還を請求することができる(民法666条2項)。

2014/12/23
Lecture on Contract
19

### 消費寄託契約の意義(3/3) 消費寄託と消費貸借との比較(3/4)

**■ 第666条(消費寄託)**

- ①第5節(消費貸借)の規定は、受寄者が契約により寄託物を消費することができる場合について準用する。〔旧・第666条本文〕
- ②前項において準用する第591条第1項〔返還の時期・貸主による返還の催告〕の規定にかかわらず前項の契約に返還の時期を定めなかったときは、寄託者は、いつでも返還を請求することができる。〔旧・第666条ただし書〕

**■ 第666条の改正(完成版)**

- ①消費寄託は、当事者の一方(受寄者)が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して、相手方(寄託者)から金銭その他の物(消費寄託物)を受け取るることによって、その効力を生ずる。
- ②当事者が返還の時期を定めるときは、受寄者は、期限の利益を放棄し、有償の場合には、全利息を支払って返還をすることができる。これに対して、寄託者は、期限が到来するまで、返還を請求することができない。
- ③当事者が返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでも返還を請求することができる。寄託者もまた、いつでも返還を請求することができる。

2014/12/23
Lecture on Contract
20

### 消費寄託契約の意義(3/3) 消費寄託と消費貸借との比較(4/4)

消費貸借(借主保護)		消費寄託(受寄者保護)	
期限の定めあり	期限の定めあり	期限の定めあり	期限の定めあり
借主は、期限の利益を放棄して(民法136条)、返還できる。	貸主は、期限が来るまで返還を請求できない(民法135条)。	受寄者は、期限の利益を放棄し、全利息を支払って返還できる(民法136条)。	寄託者は、期限到来まで返還を請求できない(民法135条)。
↓		↓	
期限の定めなし	期限の定めなし	期限の定めなし	期限の定めなし
借主は、いつでも返還できる(民法591条2項)。	貸主は、相当の期間を定めて返還の催告をする(民法591条1項)。	受寄者は、いつでも返還できる(民法591条2項の準用)。	寄託者は、いつでも返還を請求できる(民法666条2項)。

2014/12/23
Lecture on Contract
21

### 消費寄託の性質

**■ 第666条の改正(完成版)**

- ①消費寄託は、当事者の一方(受寄者)が種類、品質及び数量の同じ物をもって返還をすることを約して、相手方(寄託者)から金銭その他の物(消費寄託物)を受け取るることによって、その効力を生ずる。
- ②当事者が返還の時期を定めるときは、受寄者は、期限の利益を放棄し、有償の場合には、全利息を支払って返還をすることができる。これに対して、寄託者は、期限が到来するまで、返還を請求することができない。
- ③当事者が返還の時期を定めなかったときは、受寄者は、いつでも返還を請求することができる。寄託者もまた、いつでも返還を請求することができる。

**■ 要物契約**

- 準用される消費貸借契約と同じ。

**■ 片務契約**

- 無利息消費寄託
  - 寄託者は債務を負わない。
  - 受寄者は返還債務を負う。
- 利息付消費寄託
  - 寄託者は債務を負わない。
  - 受寄者は、利息を支払う債務とともに、返還債務を負う。

2014/12/23
Lecture on Contract
22

### 有償寄託と有償消費寄託との比較

有償寄託(双務契約)		有償消費寄託(片務契約)	
寄託者	寄託者	寄託者	寄託者
報酬支払義務	報酬支払義務	債務を負わない	債務を負わない
↓		↓	
受寄者	受寄者	受寄者	受寄者
保管義務	返還義務	利息支払義務	元本返還義務

2014/12/23
Lecture on Contract
23

### 参考図書

**■ 現行民法の立法理由**

- 広中俊雄『民法修正案(前三編)の理由書』有斐閣(1987)
- 法務大臣官房司法政調査部『法典調査会民法議事速記録3』商事法務研究会(1984)

**■ 教科書**

- 我妻栄『債権各論中巻二(民法講義Ⅴ)』岩波書店(1962)
- 半田吉信『契約法講義』〔第2版〕信山社(2005)
- 加賀山茂『契約法』日本評論社(2007)

**■ コメントール**

- 我妻・有泉『コメントール民法一総則・物権・債権一』〔第2版〕日本評論社(2008)
- 松岡久和・中田邦博『新・コメントール民法(財産法)』日本評論社(2012)

**■ 債権法改正**

- 民法(債権法)改正検討委員会『詳解・債権法改正の基本方針Ⅴ—各種の契約(2)』商事法務(2010)

2014/12/23
Lecture on Contract
24